

議案第 106 号 会津若松市税条例の一部を改正する条  
例に対する附帯決議

令和 6 年 12 月定例会議に提出された議案第 106 号 会津若松市税条例の一部を改正する条例については、東山温泉及び芦ノ牧温泉において、会津若松市温泉地域景観創造ビジョンアクションプランに基づき実施する景観修景事業の支援に充てるため、入湯税の税率を引き上げることについて、所要の措置を講じるための条例である。

条例では、令和 7 年 10 月 1 日から令和 17 年 9 月 30 日までの 10 年間の特例措置として、入湯税の税率を現行の 150 円から 350 円に引き上げることとしている。また、入湯税の引上げ分については、会津若松市温泉地域活性化基金に積み立て、会津若松市温泉地域景観創造ビジョンアクションプランに基づき実施する景観修景事業の資金に充てることとなる。

東山温泉及び芦ノ牧温泉の景観修景事業に目的税である入湯税を活用することについては、両温泉の課題解決に向けた取組が推進されるものと期待している。一方で、会津若松市温泉地域景観創造ビジョンアクションプランの概算事業費は令和 4 年に概算経費として積算したものであり、策定当時と令和 6 年現在の経済状況を比べると、物価が高騰し、金利も上昇傾向にあるなどその状況は大きく変わっている。同アクションプランで設定している 10 年間のうちに、概算事業費の範囲内で事業が完了するのか見通せず、さらに、入湯税の特例措置の延長もあり得るとの考えが示されており、入湯税を財源とする事業の運用について、不明瞭な面がある。

目的税である入湯税については、幅広く使えるものではなく、財政規律を堅持し、事業を進めるためには、入湯税を原資とする会津若松市温泉地域活性化基金を当初の目的以外に使うことがあってはならない。また、入湯税の特例措置の延長を前提に運用するのではなく、設定した10年間で事業が執行されるよう、明確に運用すべきである。

よって、会津若松市温泉地域景観創造ビジョンアクションプランに定める事業において、入湯税を原資とする会津若松市温泉地域活性化基金を充当する事業については目的を明確にし、事業内容や事業費を精査するなど、その実施にあたっては慎重に運用していくよう求めるものである。

令和6年12月20日

会 津 若 松 市 議 会